

これまでに報道された取引委託者に関する問題点

ライブドア関係

- TOB 規制の盲点をついた時間外取引
 - 平成 17 年 2 月、ライブドア・グループが東京証券取引所の時間外取引（ToSTNeT 取引等）で、ニッポン放送株式を大量取得（発行済株式数の約 30%）したことに対し、TOB を実施すべきであったとの批判。
 - TOB は、株式の大量売買が企業経営を大きく左右するため買付期間や株数、価格などを投資家に広く公表するが、時間外取引にはこうした公表の義務はない。ライブドアの時間外取引は市場内で行われたため、経営権が移動するような重大な取引が一般株主の知らないところで行われており、「形の上では法に触れないが、証券取引法の精神に反する行為」との批判が強い。
(注) 時間外取引は、機関投資家などが持ち合い解消などで大量の株式を売買する際に、株価の乱高下による一般投資家への影響を防ぐために事実上の相対取引を認めたもの。

⇒平成 17 年 6 月の証券取引法の改正により、時間外取引についても TOB 規制の対象とされた（ToSTNeT 取引等により買い付けたものを含む保有割合が 3 分の 1 を超えない場合を除く）。

- 粉飾決算につながる取引
 - 平成 16 年 9 月期連結決算の粉飾において、前社長の保有株を利用した以下の手法により、自社の見せかけの利益を膨らませていたことが判明。
前社長らは、のちの自社株売却を隠ぺいするために、平成 15 年 11 月、金融子会社「ライブドア・ファイナンス」などの出資で「M&A チャレンジャー 1 号投資事業組合」等を相次いで設立するとともに、翌 12 月には M&A 組合が主に出資して「V L M A 1 号投資事業組合」を設立した。前社長は、同月、保有するライブドア株を M&A 組合を通じ V L M A 1 号組合に貸し、同組合は香港の証券会社に売却。この証券会社は日本の証券会社を通じて市場で売却し、売却益約 8.8 億円の大半が V L M A 1 号組合などを通じて還流、ライブドア側の利益に計上されていた。

その他

- 法の盲点をつく不正取引
 - 法の抜け穴を埋めていっても、金融技術が日々進化する中で完全に灰色手法を防ぐことは困難であるという現実がある。法の盲点をつくような不正取引にブレーキをかけるために、市場監視機関は「事後チェック」を厳格化するという姿勢を示すことが求められている。
- 見せ玉
 - 個人投資家による取引ルールの逸脱が目立っている。例えば、「見せ玉」といわれる手法は大量の売買注文を出しておいて取引の成立前に取り消すことだが、相場を意図的に動かそうとすれば証券取引法違反となる。以前ならばこうした違法取引を個人投資家が行うことはほとんどなかったが、ネット取引による情報の入手と取引の迅速化で可能となり、急増している。